



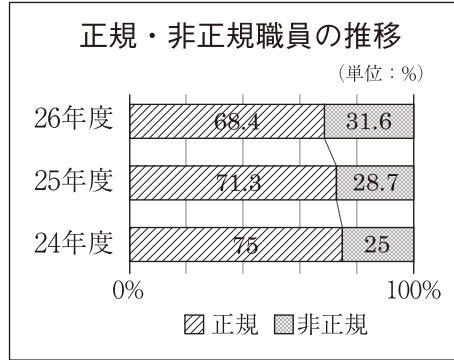
問 非正規職員の勤務条件は

答 労働基準法等を踏まえ勤務条件の確保に努める

問 全職員に占める正規、非正規どのように推移しているのか

総務課長 正規職員の総数は

ほぼ変わらないが、全職員に占める正規・非正規職員の比率の推移は次のグラフのとおり。



問 正規、非正規職員に関する総務省の通知の内容は

総務課長

・職務の内容や勤務形態等に
応じて適切に任用されるべき
こと

・募集や任用に当たっては、
勤務条件を明示すべきこと

・報酬等は職務内容と責任に
応じて適切に水準を決定すべ
きこと

・労働基準法や地方公務員育
児休業法、育児・介護保険法
に基づき各種休暇・休業を適
切に整備すべきこと

・社会保険・労働保険の適用
は法律に基づく適用要件に
則って適切に対応すべきこと

・研修や厚生福利について
は、従事する業務の内容等に
応じて適切に対応すべきこと

・再度の任用にはあくまで新
たな職に改めて任用と整理す
べきこと

・任期の設定や均等な応募機
会の付与に留意すべきこと

・任期付職員制度の活用につ
いても検討すること

問 大木町の具体的な対応は

総務課長

非正規職員制度の適切な任用を図るため、平成21年度に大木町嘱託職員の任用に関する要綱を制定し、短期雇用の臨時職員を除いた非正規の任用手続き、任用期間、勤務時間など明確なルールを設定し、勤務条件の整備を行った。

この要綱に基づく嘱託の任用は、基本的に先に述べた総務省通知の内容を踏まえていと認識している。

今後は、適正な定員管理と両立した非正規職員のよりの確な活用を図るため、職務の内容、勤務形態等に応じた任期を定めない常勤職員、任期付職員、臨時・非常勤職員による任用制度の導入を検討していく。

また、労働基準法を踏まえた賃金水準や休暇制度などの勤務条件の確保に留意していく。



窓口で対応する新規採用職員